

令和5年度 豊田市立明和小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

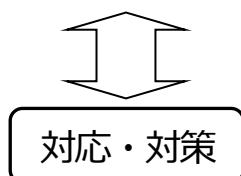
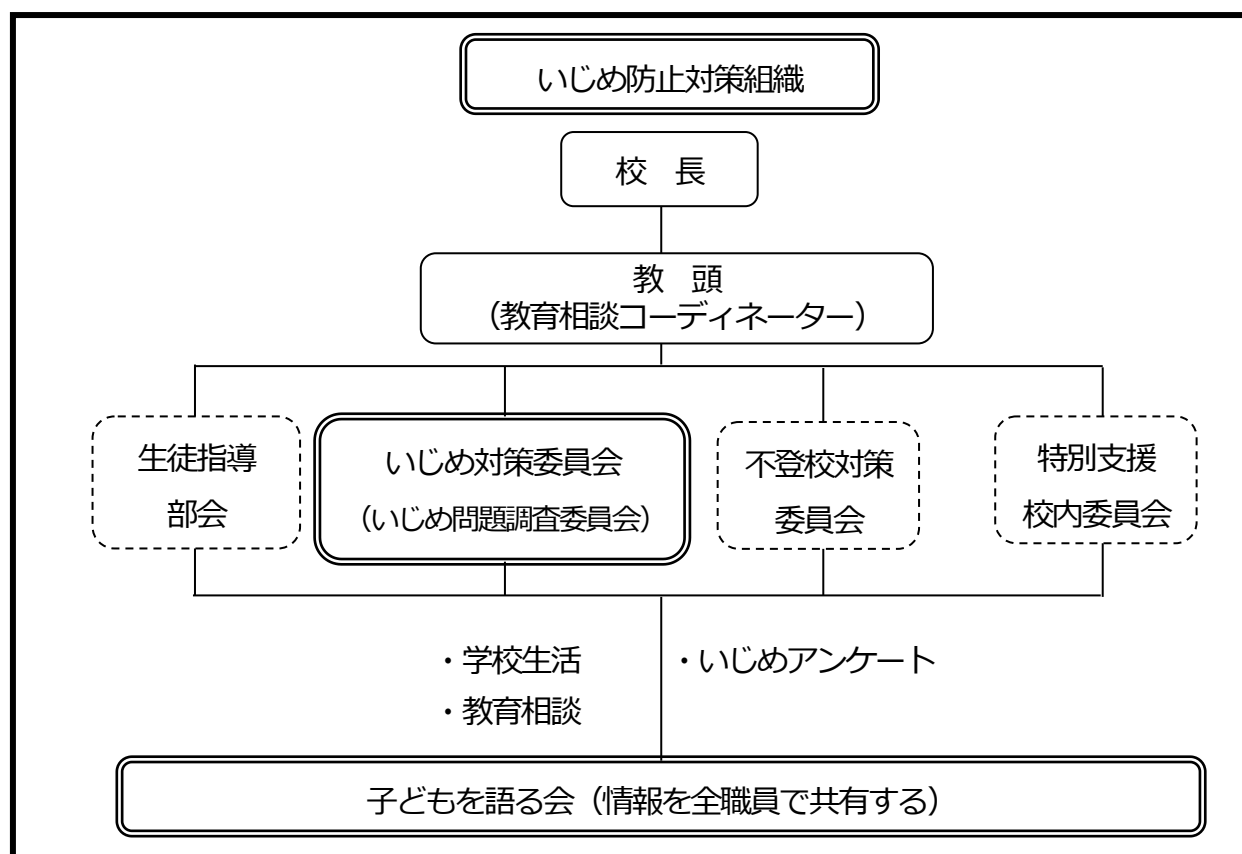
いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうると考える。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合うことができる人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として迅速かつ効果的に対応する。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・教員による「点検と見直しのためのチェックシート」や「保護者アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・生活アンケートや教育相談（6・10・2月の年3回）の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ・月に1回「いじめ対策委員会」を行い、児童の様子を情報交換する。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- ・家庭訪問（4月）や個別懇談（7月、12月）をはじめ、連絡帳や電話連絡等を有効に活用し、子どもの相互理解に努める。

エ いじめへの対処

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について教育委員会へ報告する。
- ・いじめ解消の判断をする。
- ・いじめが解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- ・重大事態が起きた場合は、「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。

(2) いじめ対策委員会の構成員

- ・校長、教頭（教育相談コーディネーター）、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任（養護教諭）を中心に全職員で組織を構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等外部の専門家を加える。

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・全教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的（原則、毎月第2木曜日）に「いじめ対策委員会」を開催する。

イ 定期的（原則、毎月第2木曜日）に「子どもを語る会」を開催し、日常の児童の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。

ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止の取組（いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり）

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学校・学級づくりを進める。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

- エ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットや SNS の正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- オ 新型コロナウイルス感染症に関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- カ 児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。

(2) 早期発見の取組

- ア 生活アンケートや教育相談を定期的（6・10・2月の年3回）に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 月に1回「子どもを語る会」後に「教員チェックシート」を実施して学級の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。
- オ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- カ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。
- キ 保護者向けのいじめのアンケートを定期的（6・10・2月の年3回）に実施し、家庭での子どもの変化に気づくことができるよう保護者と連携して対応する。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら速やかに管理職へ報告をあげ「いじめ対策委員会」を中心に全教職員で組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。
- エ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーや豊田市青少年相談センター（パルクとよた）のスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめの解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

<いじめ解決の目安>

- ・ いじめを受けた児童が、現在いじめはないと自覚している。
- ・ いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめはないと判断できる。
- ・ 周りの児童や教師から見て、現在いじめはないと判断できる。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教員による「点検と見直しのためのチェックシート」を年3回（7月、12月、3月）、「保護者アンケート」を年1回（11月）実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。
- (3) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケート（11月）を実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修（OJT研修）を年2回（4月、8月）計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。必要に応じて、年度途中に見直しをする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<年間計画>

		いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓	○校内研修（「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認、共通理解） ○いじめ対策委員会の開催	○児童、保護者へ心の相談員やSCの活用を周知 ○学級開き ○保健指導（心と体の成長）	○児童、保護者へいじめ相談窓口を周知 ○身体測定	○PTA総会、学級懇談会での説明 ○公開授業
5月			○運動会への取組		
6月	D ↓		○情報モラル指導（ネットモラル） ○集合学習 ○ブロックキャンプ	○生活アンケート（いじめアンケート） ○教育相談週間	○公開授業 ○学校保健委員会 ○学校アドバイザー&地域学校共働本部会議
7月		○教員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証	○集合学習		○個別懇談会
8月	C ↓	○中間評価→検証 ○校内研修（パレクとよた）			
9月			○ブロック修学旅行 ○都市体験学習 ○集合学習	○身体測定	○公開授業
10月	A ↓			○生活アンケート（いじめアンケート） ○教育相談週間	○150周年記念式典
11月			○学芸会への取組		○学校評価アンケート（保護者）
12月	P ↓	○教員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証	○人権週間 ○マラソン大会への取組		○個別懇談会
1月			○保健指導（命の大切さ）	○身体測定	
2月	D ↓	○学校自己評価		○生活アンケート（いじめアンケート） ○教育相談週間	○公開授業
3月		○保護者アンケートの結果を検証し、「基本方針」の見直し ○いじめ対策委員会	○6年生を送る会	○文科省「生徒指導上の諸課題調査」によるいじめ調査	○学校自己評価の結果を検証
通年	A ↓ Pへ	○校内のいじめに関する情報の収集・共有（子どもを語る会） ○対応策の検討 ○伝達講習を定期的に開催（OJT）	○朝会における校長講話 ○道徳教育 ○体験活動の充実 ○デジタル・シティズンシップ教育の推進 ○SOSの出し方に関する教育の実施 ○命を大切にする授業の充実 ○権利学習プログラム ○交流活動 ○縦割り活動	○健康観察 ○心の相談員やSCによる相談 ○体重測定	○学校だより ○ホームページ ○権利学習プログラム

